

様式第1号（第27条関係）
 随意契約結果書（5年5月分）

番号	事業実施課	契約名称	契約締結年月日	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額（円） 消費税等含む	地方自治法施行令 第167条の2第1項 中の該当号	随意契約の理由
1	情報センター	下水道企業会計システム 更新業務委託（2市）	令和5年5月2日	三谷コンピュータ株式会社 福井県坂井市丸岡町熊堂3-7- 1-13	3,300,000	第2号	2市の下水道企業会計システムについては、今年度末を以て導入後5年が経過し、機器更新時期を迎える。昨年度、本システム更新に係る分科会での検討・協議の結果、現行システムを継続利用し、LGWAN-ASPを用いたクラウド型にて導入を行う事が決定している。よって、現行システムの導入業者である三谷コンピュータ株式会社と随意契約をいたしたい。
2	情報センター	下水道企業会計システム 改修業務委託（普通寺市 農業集落排水事業追加対 応）	令和5年5月2日	三谷コンピュータ株式会社 福井県坂井市丸岡町熊堂3-7- 1-13	1,980,000	第2号	この下水道企業会計システムのソフトウェアは、導入業者である三谷コンピュータ株式会社が著作権を有しているため、使用権を許諾されていない他社では取り扱うこと（調査・分析・改造等）ができない。
3	情報センター	住基ネットCSサーバ及 び統合端末バージョン アップ業務委託	令和5年5月12日	四国行政システム株式会社 香川県高松市今里町6-15	1,177,000	第2号	住基ネットCSサーバ及び統合端末バージョンアップ業務については、本組合の住基ネットの専門的知識を有することが並びに設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。その点、本事業者は、本組合の住基ネットの導入を実施した事業者であり、本事業者でなければ本作業の確実な履行を期待できない。また、仮に本作業を他の事業者に委託した場合、障害発生時の速やかな対応が困難となり、本作業に障害が生じる恐れが高く、その際の責任の所在も不明確となる。以上の理由により、本事業者と随意契約をするものである。
4	瀬戸グリーンセンター	シャッター設備点検業務 委託	令和5年5月15日	三和シャッター工業株式会社 中四国事業部 高松メンテ サービスセンター 香川県高松市伏石町2080-11	528,000	第2号	本設備は、三和シャッター工業の製品であり、他メーカーによる点検業務は困難であるため。